

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた 放射性同位元素等規制法の運用について

令和 2 年 4 月 2 4 日
原 子 力 規 制 庁

令和 2 年 4 月 7 日に新型コロナウイルス感染症に関し緊急事態宣言が発出され、7 都府県が緊急事態措置を実施すべき区域とされるとともに、4 月 1 6 日には緊急事態措置の対象が全都道府県へと拡大された。

これにより、被規制者においては、放射性同位元素等規制法（以下「法」という。）に基づいて所定の期限、期間で実施することが義務付けられている各種届出や検査等が法令等の定めるとおりには実施困難になることも考えられるため、当分の間、以下のとおり法を運用することとしたい。

1 届出について

法に基づいて届出すべき事由が生じて後一定の期限までに行うこととされている放射線取扱主任者選任・解任届出などの各種届出については、感染症対策上やむを得ない場合、その期限に関し合理的な範囲で弾力的に運用する。また、所定の期限内に行われる届出についても、その手続については、届出様式について押印の省略を認めるなど、弾力的に運用する（対象となる届出の具体例は別表 1 のとおり。）。

2 検査等について

法に基づき定期的に受けること、又は、実施することが義務付けられている定期検査、定期確認、定期的な環境測定、定期的な報告等については、感染症対策上やむを得ない場合、その時期又は頻度に関し合理的な範囲で弾力的に運用する（対象となる検査等の具体例は別表 2 のとおり。）。

対象となる届出の具体例

No.	条項	手続	期限
1	法 ^(※1) 第12条	許可証再交付後の許可証の返納	事由発生から速やかに
2	法第35条第9項	合格証再交付後の合格証の返納	
3	法第35条第9項	免状再交付後の免状の返納	
4	法第27条第1項	許可使用・届出使用・販売業・賃貸業・廃棄業廃止届	事由発生から遅滞なく
5	法第27条第3項	許可届出使用者・届出販売業者・届出賃貸業者・許可廃棄業者の死亡・解散・分割届	
6	法第28条第2項	許可届出使用者・届出販売業者・届出賃貸業者・許可廃棄業者の廃止措置計画届	
7	法第28条第5項	許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書	
8	法第27条第1項 法第28条第2項	表示付認証機器使用廃止及び廃止措置計画届	
9	法第27条第3項 法第28条第2項	表示付認証機器届出使用者死亡・解散・分割及び廃止措置計画届	
10	法第3条の2第3項 法第4条第3項 法第10条第1項 法第11条第1項	許可使用・届出使用・販売業・賃貸業・廃棄業に係る氏名等の変更届	事由発生から30日以内
11	法第3条の3第1項 同条第2項	表示付認証機器使用・使用変更届	
12	法第18条第3項 規則 ^(※2) 第18条の20第1項 規則第24条の2の7	容器承認書記載事項変更届	

13	法第 18 条第 3 項 規則第 18 条の 20 第 2 項 規則第 24 条の 2 の 7	承認容器廃止届
14	法第 18 条第 3 項 外運搬告示 ^(※3) 第 25 条第 6 項	放射性輸送物設計承認書記載事項変更届
15	法第 18 条第 3 項 外運搬告示第 25 条第 7 項	放射性輸送物設計承認書廃止届
16	法第 21 条第 3 項	放射線障害予防規程変更届
17	法第 25 条の 4 第 3 項	特定放射性同位元素防護規程変更届
18	法第 26 条の 2 第 8 項	届出使用者・届出販売業者・届出賃貸業者・表示付認証機器届 出使用者である法人の合併・分割に係る届
19	法第 34 条第 2 項	放射線取扱主任者選任・解任届
20	法第 37 条第 3 項	放射線取扱主任者の代理者選任・解任届
21	法第 38 条の 2 第 2 項	特定放射性同位元素防護管理者選任・解任届
22	法第 38 条の 3 の規定により読み 替えて適用する法第 37 条第 3 項	特定放射性同位元素防護管理者の代理者選任・解任届
23	法第 42 条第 1 項 規則第 39 条第 1 項	放射線施設の廃止に伴う措置の報告書

(※ 1) 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)

(※ 2) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和 35 年総理府令第 56 号)

(※ 3) 放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成 2 年科学技術庁告示第 7 号)

対象となる検査等の具体例

No.	条項	措置等	時期又は頻度	
1	法第12条の9 令 ^(※4) 第14条	定期検査	① 特定許可使用者（密封された放射性同位元素又は放射線発生装置のみの使用をするものを除く。）及び許可廃棄業者	設置時施設検査に合格した日または前回の定期検査を受けた日から3年以内
			② ①以外の特定許可使用者	設置時施設検査に合格した日又は前回の定期検査を受けた日から5年以内
2	法第12条の10 令第15条	定期確認	① 特定許可使用者（密封された放射性同位元素又は放射線発生装置のみの使用をするものを除く。）及び許可廃棄業者	設置時施設検査に合格した日又は前回の定期確認を受けた日から3年以内
			② ①以外の特定許可使用者	設置時施設検査に合格した日又は前回の定期確認を受けた日から5年以内
3	法第20条 規則第20条	測定 (作業開始後)	① 放射線の量の測定（②・③の測定を除く。）並びに作業室、廃棄作業室、汚染検査室及び管理区域の境界における汚染の状況の測定	1月を超えない期間ごとに1回
			② 密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を固定して取り扱う場所であつて、取扱いの方法及び遮蔽壁その他の遮蔽物の位置が一定しているときの放射線の量の測定（③の測定を除く。）	6月を超えない期間ごとに1回
			③ 下限数量に千を乗じて得た数量以下の密封された放射性同位元素のみを取り扱うときの放射線の量の測定	6月を超えない期間ごとに1回

4	法第 36 条の 2 規則第 32 条	放射線取扱主任者定期講習	① 放射線取扱主任者であつて放射線取扱主任者に選任された後放射線取扱主任者定期講習を受けていない者（放射線取扱主任者に選任される前一年以内に放射線取扱主任者定期講習を受けた者を除く。）	放射線取扱主任者に選任された日から 1 年以内
			② ①以外の放射線取扱主任者	前回の放射線取扱主任者定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から 3 年（届出販売業者及び届出賃貸業者にあつては 5 年）以内
5	法第 42 条第 1 項 規則第 39 条第 2 項	放射線管理状況報告	毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間の放射線管理状況報告書を作成し、当該期間の経過後三月以内	

（※ 4）放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 259 号）